地域における撮影の基本ルール

― 規模・媒体を問わず、撮影を行うすべての方へ ―

・・・

5．施設・文化財・自然環境を大切にする

建物や設備、文化財、自然環境等を傷つけたり汚したりしないよう、必要に応じて機材の養生などを行ってください。

撮影のために物を移動したり、装飾を施したりする場合には、事前に管理者等の了承を得てください。

万一、破損や汚損が生じた場合には、速やかに管理者等へ連絡してください。

6．撮影終了後は原状回復する

撮影終了後は、機材、テープ、装飾物、ゴミ等を残さず、撮影前の状態に戻してください。

施設や設備を移動した場合も、管理者等の指示に従って元の状態に戻してください。

ここは非常に重要だと思います。**「来た時よりきれいに」まで求める必要はないけれど、「撮ったらそのまま帰らない」**ことは全国共通ルールとして明確にできます。

7．周囲の人や第三者の権利に配慮する

撮影場所にいる一般の方や、店舗、住宅、作品・展示物等が映り込む場合には、撮影方法や公開方法によって必要な確認や許諾が異なります。

撮影や公開によって第三者のプライバシーや権利を侵害することがないよう、十分に確認してください。

8．変更・事故・トラブルを放置しない

撮影内容や時間等に大きな変更が生じた場合や、事故、破損、近隣からの苦情などが発生した場合には、そのまま撮影を続けず、必要に応じて施設管理者や関係者へ速やかに連絡してください。

問題が生じた際には、関係者と誠実に対応することが、地域との信頼関係を守ることにつながります。

9．緊急時に備え、消防署等への事前届出・安全管理を行う

山間部や河川敷、広い屋外などでの撮影では、万一の事故や傷病者発生時に警察や救急隊が現場の位置を特定しにくく、到着が遅れるリスクがあります。自治体やエリアによっては、火器の使用・不使用にかかわらず消防署等への事前届出が必要な場合があります。 事前に撮影場所や日時を届け出ておくことで、緊急時にも消防・救急が迅速に対応できるようになります。

現場の安全管理を徹底するとともに、地域のルールに従って必要な事前届出を行ってください。

１０．地域に負担を残さない

撮影に伴って発生した施設使用料、駐車料金、キャンセル料、修繕費その他の費用については、定められた条件に従って対応してください。

撮影終了後も、未払い、ゴミ、破損などの問題を地域側に残さないようにしてください。

政府ハンドブックでも、一件の不払いや破損が、その場所を将来撮影できなくしたり、地域全体から映像業界への協力が得られなくなる可能性まで指摘しています。

ロケ撮影ハンドブック

https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/titeki2/pdf/handbook.pdf